

相模原市営自動車駐車場の指定管理者公募に向けた  
サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」(以下「調査」という。)とは、市が予定している事業の検討にあたって、民間事業者(企業・NPO法人等)から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施する調査です。

2 調査の目的

相模原市営自動車駐車場の管理運営について、令和4年度に次期指定管理者の公募を予定していることから、今後の管理運営方法等について民間事業者の皆様からご意見を伺い、当該施設の市民サービスの向上を図るため調査を実施するものです。

3 調査の概要

事業名等	相模原市営自動車駐車場の管理運営
対象施設	相模原市営橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設 詳細は別紙1のとおり
対話内容	令和4年度に実施予定の相模原市営自動車駐車場の指定管理者公募に向けて、 1 施設の管理運営方法に関すること 2 地域に貢献できる事業等に関すること 3 その他、懸念事項に関すること について、ご意見をお聞かせください。
対象者	事業主体となる可能性がある団体又はそれらを構成員とするグループ等

詳細については、次ページ以降をご確認ください。

4 実施スケジュール

内容	実施時期
対話実施の公表	令和3年 6月15日(火)
事前説明会の開催	令和3年 6月29日(火) 14時 ~ 15時
対話参加の申込み	令和3年 6月29日(火) ~ 7月26日(月)
資料提出	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	令和3年 7月29日(木) ~ 8月4日(水)
結果の公表	令和3年 9月中旬(予定)

## 5 対話までの流れ

### (1) 事前説明会の開催（事前申込制）

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙2「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までに次の宛先へご提出ください。受信した旨のメールを返信します。

事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

「相模原市営自転車駐車場の指定管理者公募に向けたサウンディング型市場調査」と共通の説明会となります。

【日時】令和3年6月29日（火）14時から15時まで

【場所】相模原市民会館2階 第2大会議室  
（相模原市中央区中央3-13-15）

【申込期限】令和3年6月28日（月）17時まで

【宛先】相模原市路政課

Eメール：rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp

### (2) 対象施設の見学（原則として申込み不要）

【見学期間】令和3年6月29日（火）～7月26日（月）  
平日の9時～17時の間

#### 【見学にあたっての条件】

- ・各施設の管理事務室に声をかけてから見学してください。
- ・一般利用者の利用に支障が出ないように、注意してください。
- ・写真撮影は自社資料にとどめることを条件に可能とします。
- ・見学範囲は一般利用者が通常立ち入ることができる範囲までとします。  
閉鎖している箇所等で見学したい場所がある場合、必ず事前に路政課（電話：042-769-8258）と調整してください。なお、管理事務室内の見学はできません。

### (3) 対話参加の申込み（事前申込制）

別紙3「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールに添付の上、期日までに次の宛先へご提出ください。受信した旨のメールを返信します。

【申込期間】令和3年6月29日（火）から7月26日（月）17時まで

【宛先】相模原市路政課

Eメール：rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp

#### (4) 資料提出

任意様式により提案内容に関する資料を作成いただき、Eメールに添付の上、期日までに次の宛先へご提出ください。受信した旨のメールを返信します。

【提出期限】対話実施日の5営業日前までとします。

【宛 先】相模原市路政課

Eメール：rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp

#### (5) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施します。

【日 時】令和3年7月29日(木)から8月4日(水)までの期間で、30分から1時間程度(対話参加の申込み受付後、別途調整いたします)。

【場 所】相模原市役所本庁舎付近の会議室等を予定しております。

【実施方法・対話内容等】「7 対話内容」以降をご確認ください。

### 6 事業の概要

#### (1) 対象施設

相模原市営橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設

詳細は別紙1のとおり

#### (2) 施設の管理運営方法等に係る市の考え方

##### ア 現状

当該施設は中心市街地や駅周辺の交通渋滞の緩和及び路上駐車 of 解消を図り、円滑な自動車交通を確保するとともに、来街者の利便性向上を図るため設置したものであり、指定管理者制度を導入し、管理運営を行っておりますが、駐車場収入は市の収入としております。

##### イ 課題について

ICカード等への対応、インターネットを活用した定期利用申請の受付や空き状況情報の提供等による利便性向上、駐車場内設備(管制設備等)の更新、また、現在3~5年としている指定管理期間の設定等について課題があると考えております。

##### ウ 今後の方向性について

市民サービスの向上や利用者の増加等、施設の活性化を図るため、より良い管理運営方法を取り入れたいと考えております。

##### エ 予定している事業手法

指定管理者制度を予定しておりますが、効果的な手法があれば検討を行ってまいります。

(3) 前提条件

ア 指定管理期間

5年以上（令和5年4月1日から）

イ 事業スケジュール（予定）

令和3年度 サウンディング調査  
条例改正

令和4年度 事業者選定

令和5年度 事業開始

7 対話内容

主に次の項目について、自らが管理運営の主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明をお願いいたします。その後、市側から質問をさせていただく形式で対話を実施いたします。

また、必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【主な対話項目】

1 施設の管理運営方法に関すること	(1)管理運営の条件について (2)料金体系について ・ 想定する料金体系について ・ 割引サービス等について (3)インターネット等の活用について (4)支払方法について（電子マネーの導入等） (5)駐車場内設備（管制設備等）について (6)駐車場内外の防犯対策について (7)カーシェアリング事業等の実施について
2 地域に貢献できる事業等に関すること	(1)地域団体等と協働した地域イベント等について (2)その他、当該地域性をいかしたサービスの提供について
3 その他、懸念事項に関すること	(1)管理運営に当たり、懸念する事項等について

8 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らかの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

(4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例(平成23年12月26日条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するもの)と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

9 参考資料

(1) 相模原市営自動車駐車場の施設平面図

(2) 相模原市営自動車駐車場の収支計算書(H30~R2)

(3) 利用状況(H30~R2)

10 問い合わせ先

連絡先：相模原市 都市建設局 道路部 路政課

所在地：相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話番号：042-769-8258

FAX：042-754-8490

Eメール：rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp